

日本国憲法 —あたらしい憲法のはなし—

おざわ まさひと
小澤 雅仁

● J P 労組・企画局次長

現在の日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、翌47年5月3日から施行されて66年が経過した。2013年8月25日の朝日新聞において、佐藤優氏（作家・元外務省主任分析官）が紹介していた「あたらしい憲法のはなし（童話屋）」を手に入れて読んでみた。この本は、現行憲法が施行された47年8月2日、文部省が発行した中学1年生用の社会科の教科書の復刻本である。国の最高法規である現行憲法を理解する意味でも大変わかりやすく説明されている。

憲法の説明では、「みなさんは日本国民のうちの一ひとりです。国民ひとりひとりが、かしこくなり、強くならなければ、国民ぜんたいがかしこく、また、強くなれません。国の力のもと、ひとりひとりの国民にあります。そこで国は、この国民のひとりひとりの力をはっきりとみとめて、しっかりと守ってゆくののです。そのために、国民のひとりひとりに、いろいろ大事な権利があることを、憲法できめているのです」という説明は、憲法を考える基本と佐藤氏も説いている。

また、現行憲法は、前書となる「前文」と第1条から第103条で構成されている。この「前文」に対して当時の説明は、「この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができていくかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手引きになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考え方からできたものですから、前文にある

考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考え方が三つあります。それは、『民主主義』と『国際平和主義』と『主権在民主主義』です。」と記されている。そして、この本の結びには、「みなさん、あたらしい憲法は、日本国民がつくった、日本国民の憲法です。これからさき、この憲法を守って、日本の国がさかえるようにしてゆこうではありませんか。」と締めくくられている。この憲法に思いを馳せ、戦後の復興に大きなエネルギーが注がれ、経済大国となった日本に現行憲法が大きな役割を果たしてきたことは間違いない。

47年は、亡き父が中学1年生であったことにいま気づいた。敗戦後のまだ混迷している時代において、父がこの教科書で憲法を学んだことを思い浮かべると感慨深いものがある。現在、憲法改正について、政党、政治家、専門家などがさまざまな議論を展開している。私は、憲法の前文は「日本国民は、・・・」で始まり、現行憲法第13条は「すべての国民は、個人として尊重される。…」と記されていることに大きな意味があると感じている。「民主主義」、「国際平和主義」、「主権在民主主義」が踏みにじられるような憲法改正だけは何としても阻止しなければならない。改めて憲法を読み、考える良いきっかけとなったことに感謝したい。